2　個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

①　まず、申請書の１枚目を記入します。

農地法第３条の規定による許可申請書

○○年○○月○○日

佐賀県知事　殿
小城市農業委員会会長　殿

<譲渡人>※ 売る人、貸す人について記入します。
住所　○○市○○町○○番地
氏名　○○　○○　印
生年月日　○○年○○月○○日（　○○歳）
職業　○○
連絡先（TEL）　○○－○○○○

<譲受人>※ 買う人、借りる人について記入します。
住所　○○市××町××番地
氏名　××　××　印
生年月日　○○年　○○月○○日（　○○歳）
職業　○○
連絡先（TEL）○○－○○○○

下記農地~~（採草放牧地）~~について｛所有権／賃借権／使用貸借による権利／その他使用収益権（　　）｝を｛設定（期間　５年間）／移転｝

したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。

記

1　許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

小城市○○町

土地の所在		地番	地目		面積（㎡）	対価、賃料等の額（円）10a 当たりの額	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
大字	字		登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
○○	○○	1234	田	田	1,000	20,000	○○　○○		
計　1,000㎡		（田　1,000㎡　畑　　㎡　採草放牧地　　㎡）							

2　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利を設定又は移転しようとする時期：　○○年○月○日より、５年間の賃貸借契約を締結する。
土地の引渡しを受けようとする時期：　○○年○月○日に行う。
その他特記事項：賃料については、参考小作料に準ずる。

② 次に、申請書の２枚目以降を記入します。

※ 地上権（農地の空中又は地下を利用する権利）を設定する場合は、７枚目のⅢに進みます。

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ 一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地	自作地	20,000	20,000	—	—	—
	貸付地	—	—	—	—	—

		所在・地番	地目 登記簿	地目 現況	面積（㎡）	状況・理由
所有地	非耕作地	—	—	—	—	—

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地以外の土地	借入地	—	—	—	—	—
	貸付地	—	—	—	—	—

		所在・地番	地目 登記簿	地目 現況	面積（㎡）	状況・理由
所有地以外の土地	非耕作地	—	—	—	—	—

1－2　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地		採草放牧地
作付(予定)作物	水稲（麦）	大豆						
耕作面積(㎡)	10,000	10,000						
権利取得面積(㎡)	1,000							
権利取得後の合計面積(㎡)	21,000							

(2) 大農機具又は家畜

種類／数量	農機具							家畜	
	トラクター	耕うん機	田植機	コンバイン	動墳動散	トラック	草刈機		
確保しているもの 所有（○）	30ｐｓ 1台		6条2台	6条1台 共有	1台	1台	2台		
確保しているもの リース									
導入予定のもの 所有									
導入予定のもの リース									
〔資金繰りについて〕									

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴　２０年、農業技術修学歴　－　年、その他（　　）

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：１人　（農作業経験の状況：20 年以上の農作業経験あり　）
	増員予定：なし（農作業経験の状況：　）
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：０　（農作業経験の状況：）
	増員予定：なし（農作業経験の状況　）

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間　住居より　　車で

通作距離　０．５km、通作時間　３分

＜農地法第３条第２項第２号関係＞

２　その法人の構成員等の状況

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託契約の内容

＜農地法第３条第２項第４号関係＞

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族をいいます。）

氏名	年齢	主たる職業	続柄	農作業従事日数
①○○　○○	○	農業	本人	年間　２５０　日
②○○　○○	△	農業	妻	年間　２５０　日
③				年間　　日
④				年間　　日
⑤				年間　　日
⑥				年間　　日

上表①から⑥の者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←　→」で示してください。）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			麦					水稲				
							大豆					
その者が農作業に常時従事する期間							①					
							②					

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

（1）権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積＋権利を取得しようとする農地の面積）＝　21,000　（㎡）

（2）権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積＋権利を取得しようとする採草放牧地の面積）＝　－　（㎡）

５－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、５－１を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

□　権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

□　権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

□　本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第７号関係＞

７　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

賃貸借契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。 また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

③　**農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合、申請書の６枚目のⅡの８を記入します。**

Ⅱ　使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）

農地法第３条第３項第１号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第３条第３項第２号関係＞

８　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。

＜農地法第３条第３項第３号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

９　その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

（1）氏名

（2）役職名

（3）その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年　　か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年　　か月（直近の実績）

年　　か月（見込み）

④　**農地の空中又地下を利用する権利を設定する場合は、７枚目のⅢを記入します。**
なお、個人の方が申請する場合、申請書の９枚目以降は使用しません。

－－－

＜農地法第３条第３項第３号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

９　その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年　　か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年　　　か月（直近の実績）

年　　　か月（見込み）

Ⅲ　特殊事由により申請する場合の記載事項

10　以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

☑　その取得しようとする権利が地上権(民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の２第１項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

□　農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第２項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第 11 条の 31 第１項第１号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

□　権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 56 条第２項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの１－２(効率要件)、２(農業生産法人要件)、５(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

□　権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

□　地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

□　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの２(農業生産法人要件)、５(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

□　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

□　乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

・　その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の４分の３以上を占めるもの
・　地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

□　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容) 申請地の地下１mに自己の住宅用の排水管を設置する計画。 耕作が行われていない○月から○月にかけて工事を行うため営農に支障はなく、また、排水も浄化槽処理後に排水管を通じて市の水管に接続するため、周辺の土地、作物、家畜等に被害を与えることもないと考えます。 なお、浄化槽の設置及び排水管の埋設について担当である○○市○○課と調整済みです。

―――

以上で申請書の記入は終わりです。

⑤　申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

個人の方が申請する場合、

・　許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
・　③の、「農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合」に該当する場合、農地の所有者と農地を借りる本人との間の貸借契約書の写し
・　連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
・　その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考）**その他の添付書類の例**

営農計画書
申請者が権利を有する農地の位置図
通作経路図
市町村で交付される住民票
市町村で交付される戸籍謄本
農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書
など